

柳川市立豊原小学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止に関する基本的な考え方

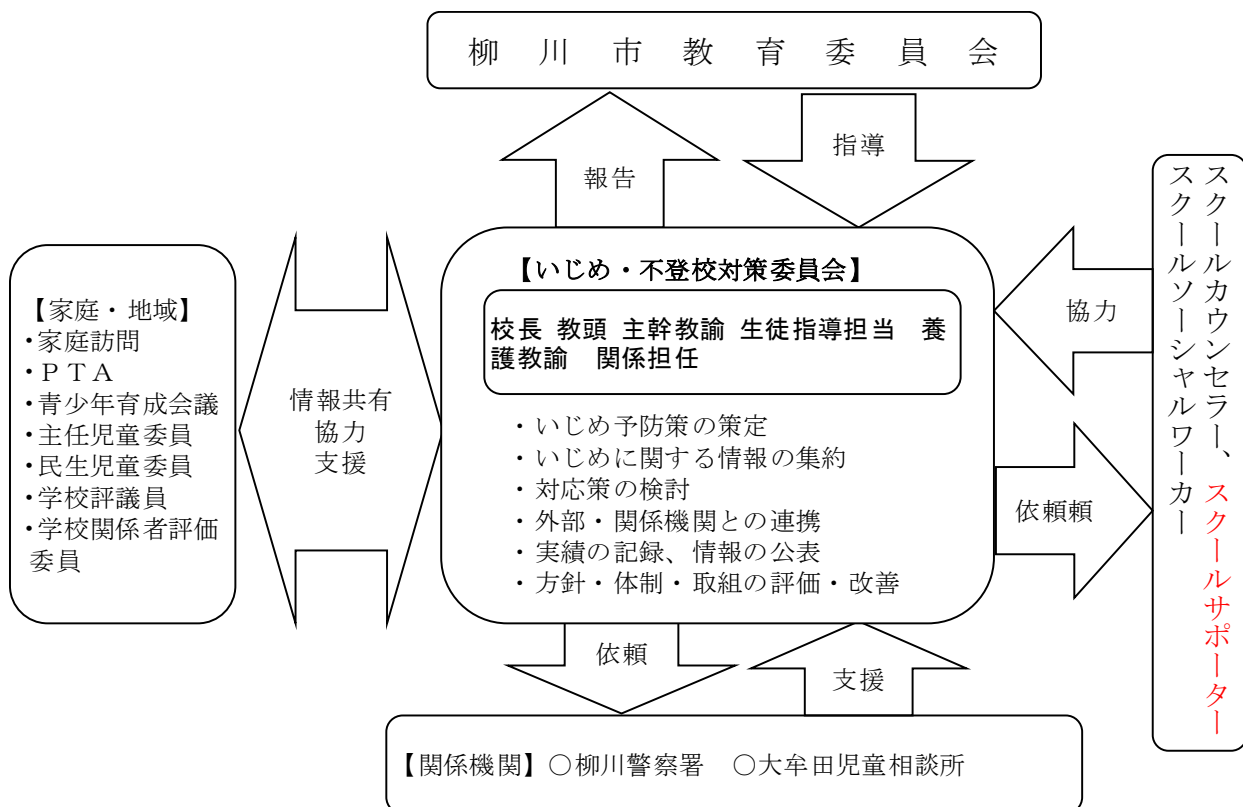
いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることであり、より根本的ないじめの問題克服のためには、いじめの未然防止が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校、家庭、地域、その他の関係者が一体となった組織的、継続的な取組が必要である。

そこで、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「福岡県いじめ防止基本方針」を受け、本校でも、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの早期対応を行うために、地域や家庭・関係機関と連携したいじめへの組織的な取り組み、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするものである。

【いじめの定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

II いじめ防止のための推進体制



III いじめ防止のための取組 【視点1】

いじめは、どの児童にも、どの学級でも起こりうることであり、より根本的ないじめの問題克服のためには、いじめの未然防止が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校、家庭、地域、その他の関係者が一体となった組織的、継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。そこで、本校では年間を見通した予防的な取組を計画し、協力協働体制で実施していく。

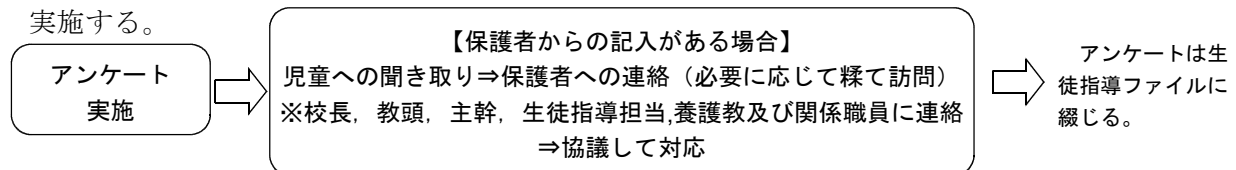
【令和3年度 いじめ問題対策年間計画】

	全体での取組	いじめ・不登校対策委員会	保護者等との連携
4月	○始業式でのいじめ防止基本方針の説明 ○学級づくり ○なかよしアンケート	・指導方針、指導計画の審議 ・アンケート、教育相談結果 ・対策・対応の審議	学級懇談会 (チェックリスト配布) 合同総会(P T A) 学校H Pへの掲載
5月	○柳川市教育相談強調月間 ○指導方針・指導計画・対策・対応の共通理解 ○柳川市生活アンケート⇒ <u>教育相談</u>	・いじめ不登校兆候のある児童の把握 ・アンケート、教育相談結果 ・対策・対応の審議	家庭訪問 保護者アンケート
6月	○命を大切にする講演会(保護者と学ぶ範意識育成事業) ○なかよしアンケート ○いじめ不登校兆候にある児童の情報共有	・いじめ不登校兆候のある児童の把握 ・アンケート、教育相談結果 ・対策・対応の審議 ※S V等を交えたいじめ防止対策委員会	民生児童委員との話し合い 学級懇談会
7月	○人権学習 ○同和問題啓発強調月間⇒人権集会 ○なかよしアンケート	・いじめ不登校兆候のある児童の把握 ・アンケート、教育相談結果 ・対策・対応の審議 ・指導方針、指導計画の評価改善	
8月	○生徒指導研修会		
9月	○なかよしアンケート	・アンケート、教育相談結果 ・対策・対応の審議	
10月	○柳川市いじめ撲滅月間 ○柳川市生活アンケート⇒ <u>教育相談</u>	・アンケート、教育相談結果 ・対策・対応の審議	学級懇談会

11 月	○なかよしアンケート	・いじめ不登校兆候のある児童の把握 ・アンケート，教育相談結果 ・対策・対応の審議	保護者アンケート P T A 講演会
12 月	○人権週間⇒人権学習・人権集会 ○なかよしアンケート	・アンケート，教育相談結果 ・指導方針，指導計画の評価改善 ・対策・対応の審議	
1 月	○なかよしアンケート ⇒ <u>教育相談</u>	・アンケート，教育相談結果 ・対策・対応の審議	
2 月	○なかよしアンケート	・アンケート，教育相談結果 ・対策・対応の審議	学級懇談会保護者アンケート
3 月	○いじめアンケート	・アンケート，教育相談結果 ・対策・対応の審議	

※ 5 月・10 月・1 月の教育相談期間は，担任が児童一人一人と面談ができるように配慮する。

※ 5 月・11 月・2 月には，保護者アンケート「学校生活問題の早期発見シート（家庭用）」を実施する。



※ 各種生徒指導関係のアンケート及び記録は，すべて生徒指導ファイルに綴じ込む。

※ けんかやふざけ合いでも，被害者の「心身の苦痛」に着目し，いじめに該当するか否かを組織的に判断する。

※ アンケートや個人懇談，校内研修等の実施状況を学校評価項目に位置づける。

1 いじめを生まない教育活動の推進

(1) 道徳教育の充実

いじめ問題は他人を思いやる心が十分に育まれてないから発生するものである。そこで，「特別の教科 道徳」の時間に自分の見方，考え方，感じ方を表出させ，それをもとに話し合い，物事を多面的・多角的に考え，自己の生き方についての考えを深める学習を通して，他人を思いやる心を育てるようにする。本校の取組として，次のことを行う。

○ 「特別の教科 道徳」の時間に

- B－(9)(10)「信頼・友情」
- C－(10)(11)(12)「規則の尊重」
- D－(17)(18)(19)「生命尊重」

の内容項目を重点として、自分の見方や考え方、感じ方を表出させたり、経験の振り返りを促したりする体験的な学習を仕組み、道徳性を養う。

- 学校の教育活動全体を通して、命の尊さを伝えとともに、**児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるようにする。**

(2) 人権・同和教育の充実

いじめは、「人として決して許される行為ではない。」ことを児童に理解させることが大切である。また、人権教育の基になる生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。「かがやき」や「あおぞら」を活用しながら、誰もがかけがえのない存在であることを教育活動全体を通して理解させなければならない。本校の取組として、次のことを行う。

- 「かがやき」や「あおぞら」、「あおぞら2」を活用した授業の推進
- 人権集会（7月の全校朝会：校長講話及び人権標語の発表）
 - ・ 人権標語の掲示
- 人権集会（12月の全校朝会：校長講話）
 - ・ 人権に関する発表（朝の時間）
- ※ 人権作文・人権標語の取組によって、いじめに対する人権感覚を磨き、自分の差別性にしっかり向き合わせる。

(3) 体験活動や自問活動の充実

実際に自分の目で見て、耳で聴き、心に感じたことを振り返る自問活動は、自己中心的な言動を自制していく耐性や相手の立場を尊重しようとする風土を醸成していく。本校の取組として、次のことを行う。

- 生活科や総合的な学習の時間を中心に、学校や校区のよさや地域の人々の温かさにふれたり、身近な人々へ感謝の気持ちを表したりする学習の機会を設ける。
- 日頃の授業や清掃活動、学校行事等を振り返る自問活動を通して、意思力や思いやり、創造力を育んでいく。

(4) 授業改善

児童一人一人が分かる授業を行う、自分の考えをつくり、友達と交流することを通してよりよい考えへと高める授業づくりを行うことは、できる、分かる喜びを味わわせて自尊感情を高揚させる上で重要なことであり、安心して学校生活を送ることができる素地となるものである。本校では、特に、次のことに留意しながら授業改善に努めていく。

- 基礎・基本の定着
 - ・ 授業内容の精選・焦点化
 - ・ 終末段階での適用問題による定着指導
- 書く活動と連動した話し合い活動の日常化
 - ・ 書かせる内容と方法を吟味したノート指導
 - ・ 交流の観点を明確化し、聴くことに重点を置いた話し合い活動
 - ・ 学習形態の工夫（ペア・グループ・全体）
- 指導体制の整備及び指導形態の工夫
 - ・ 校長、教頭、主幹教諭、指導方法工夫改善担当が学級に入り、複数の教員による授業
 - ・ TTや少人数指導、習熟度別学習、個別学習等、多様な指導形態による指導

(5) 望ましい集団づくり

児童は、周囲の人と関わりながら、社会性を育んでいく。集団生活の中で、人と触れ合うことの喜びや自分の果たすべき役割や責任を知り、それを実行することを通して、周りの人から認められて、自尊感情を高めることができる。時には考え方の違いから、相手ともめごとを起こしたり、傷つけ合ったりすることもある。そういったもめごとを一つ一つ解決していくことにより、よりよい人間関係の築き方を学んでいくこともできる。本校では、次の取組を行う。

- 共感的な人間関係を築くために、縦割り班そうじなどの異学年交流の場を計画的に仕組む。
- 学級活動において学年の発達段階に応じて、計画的に友達のよさを見つけたり、友達から学んだりする学習を仕組み、日常生活でも生かせるようにする。

IV 早期発見・いじめ事案への対処 【視点2】

いじめの早期発見は、児童と関わっている全ての大人が連携して、児童のささやかな変化に気づいて迅速に対処していかなければならない。そのためには、些細な予兆であっても、いじめではないかと疑いをもつて的確に関わりをもち、いじめに気づく力を向上させていく必要がある。

また、いじめの早期発見のための定期的なアンケート調査やその結果に伴う教育相談の実施、相談ポスト等の設置により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携してしっかり児童を見守ることが必要不可欠である。

1 教職員のいじめに気づく力を向上させるために

(1) 児童の立場に立つ

児童一人一人を大切な存在であると考え、人権を尊重した教育活動を行う。そのために人権感覚を磨くとともに、児童の言葉をしっかり受け止め、その立場に立って児童を守るという姿勢を大切にする。

(2) 児童との信頼関係を築く

児童は自分のことを分かってくれる教職員でなければ、相談したり、本当のことを話したりしない。常に児童の話をその立場に立ってじっくり聴き、受容していくという態度で接していくことが大切である。そのために、授業中だけでなく休み時間等においても、児童と接する機会を増やし、信頼関係を築いていくようにしなければならない。

2 早期発見のための手立て

(1) アンケート調査の実施

○ 児童アンケート

- ・ 毎月1回、なかよしアンケートの実施（学校暦に明記）
- ・ 前・後期に1回、年2回は無記名で行う。
- ・ 5月（柳川市教育相談強調月間）と10月（いじめ撲滅月間）は、柳川市の生活アンケートを実施する。
 - ※ 無記名の場合は、集めるときに配慮を要する児童を特定できるようにする。
 - ※ アンケートは、児童の在学中、保存・保管する。

○ 保護者アンケート

- ・ 5月と11月、2月に保護者に対してアンケートを実施する。
 - ※ 5月の家庭訪問において、児童の家庭での生活態度や友達関係等の情報を家庭から収集する。
 - ※ 児童アンケート結果より、気になる内容があればすぐに保護者に家庭等での児童の状況を聴取する。

○ 教職員のチェックリスト

- ・ 「いじめ早期発見のための手引き」を活用して、チェックリストを実施する。
- ・ 「登校から朝の会」「学習中」「休み時間」「給食時間」「掃除時間」「帰りの会」等の日常観察の記録を残していく。

3 いじめ事案への対処

いじめに該当するか否かは、けんかやふざけ合いでも、被害者の「心身の苦痛」に着目し、いじめられた児童の立場に立って判断するとともに、いじめ・不登校対策委員会で組織的に判断する。いじめが確認された場合、いじめを受けた児童や情報を提供した児童の安全を確保する。いじめた児童に対して複数の職員で事情を確認した上で適切に指導する。指導方針を共通理解して組織的に対応することが大切である。本校では、次のように対応していく。

【いじめの発見】

- ・ 児童、保護者からの訴え
- ・ 担任からの報告（日常観察、日記等）
- ・ 各種アンケートからの発見
- ・ 教職員からの報告（日常観察）
- ・ 教育相談からの情報
- ・ 相談ポストからの発見

※ いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、法の規定違反する。

生徒指導担当者への報告

※ 対応したことを時系列で
教頭（主幹教諭）が記録に
残す

校長（教頭）への報告

【一次対応：緊急対応】 いじめ防止対策委員会の招集

（校長・教頭・主幹教諭・担任・養護教諭）

- （1）協議
 - いじめに該当するか否か
 - 緊急度の確認
- （2）役割分担（事情聴取者）（支援者）（指導担当）（保護者への対応担当）（関係機関への協力要請担当）
- （3）情報収集・整理
 - いじめを受けた児童（事実関係の把握）
 - ※ 心のケア、安全確保、全面的な支援を優先
 - いじめた児童（事実関係の把握）
 - 周囲の児童（事実関係の把握）
- （4）関係保護者への事実関係の報告、信頼関係の構築
- （5）関係機関への依頼
 - 教育委員会
 - 大和中学校（SCSV, SC）
 - PTA役員
 - 民生児童委員等

【二次対応：中期対応】 いじめ防止対策委員会の招集・対応

(校長・教頭・主幹教諭・生徒指導担当・担任・養護教諭・PTA会長・民生児童委員・学校評議員・SC・SCSV・SSW・スクールサポーター)

- (1) 協議 ○ 今後の対応 ○ 方針の共通理解 ○ 役割分担
 - (2) 役割分担 (いじめを受けた児童支援者)(いじめた児童指導者)
(関係保護者への対応担当)(一般保護者への対応担当)
(関係機関への協力依頼要請担当)
 - (3) 対応
 - いじめを受けた児童…担任及びSC等のチームによる支援
 - いじめた児童………いじめた事実に応じたきめ細かな指導
 - 関係者保護者………事実関係及び指導方法の伝達，協働意識の向上
 - 一般保護者………場合によっては事実関係の伝達
- ※ 関係機関には常に情報共有化を図り，支援・協力体制を継続していく。

【三次対応：中期対応】 いじめ防止対策委員会の継続対応

(校長・教頭・主幹教諭・生徒指導担当・担任・養護教諭・PTA会長・民生児童委員・学校評議員・SC・SCSV・SSW・スクールサポーター)

- (1) 協議 ○ 今後の対応・方針の共通理解 ○ 役割分担
 - (2) 役割分担 (いじめを受けた児童支援者)(いじめた児童指導者)
(関係保護者への対応担当)(一般保護者への対応担当)
(関係機関への協力依頼要請担当)
 - (3) 対応
 - いじめを受けた児童…対人関係能力の向上
 - いじめた児童………規範意識の向上，対人関係能力の向上
 - 関係者保護者………指導方法の伝達，協働意識の向上
 - 一般保護者………家庭教育力の向上
- ※ 関係機関には常に情報共有化を図り，支援・協力体制を継続していく。

【 解 消 】

- ☐ 「いじめに係る行為が止んでいること」(少なくとも3ヶ月)
- ☐ 「被害者が心身の苦痛を感じていないこと」(面談等により確認)

以上を基準に解消を判断する。

V 教育相談体制 【視点3】

1 教育相談の実施

○ 定期的な教育相談

定期的な教育相談週間を5月と10月の柳川市の生活アンケート実施後及び1月の年3回実施する。全児童を対象とし，相談時間を十分に確保できるように朝のふれあいタイムに位置付ける。

いじめの有無に関わらず，児童が気軽に担任に相談できるようにいじめ問題に限定せず，日常生活や友達関係で困っていることや気になることを相談できるように留意する。

○ 臨時の教育相談

いじめ問題に関連する事案がはっきりしない場合、当該児童を対象として臨時の教育相談を行う。その際、担任以外でも当該児童が話しやすい教職員がいれば、その教職員が教育相談を行い情報を収集するようにする。また、養護教諭と連携を図り、ケースによっては、中学校のスクールカウンセラーに教育相談を要請して情報を収集できるようにする。

2 日常の観察や指導

担任は学級内の児童の人間関係を注意深く観察して、気になる言動が見られた場合には、適切な指導を行い、児童の人間関係の修復に努める。担任だけで適切な指導が行えないと判断した場合は、生徒指導担当者や主幹教諭、教頭、校長に相談して指示を仰ぎ、連携して指導を行う。その際、どのような指導をしたか記録に残し、情報を蓄積していくようにする。

また、日記指導等によって、児童の生活実態を把握して、いじめの早期発見に努める。

3 相談ポストの設置や相談ダイヤルの周知

担任に直接話ができない場合や知られたくない場合に、利用できる相談ポストや相談ダイヤルについて周知して、児童が相談できる一つの方策とする。相談ポストには、相談事だけではなく、相談したい相手を書かせることで、教育相談に繋いでより深く情報を収集できるようにする。

4 情報の共有化及び指導体制づくり

いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、法の規定に違反し得ることを全職員に周知し、児童の些細な変化や気になる情報に対して、発見した教職員が担任に伝えたり、校務ソフトに記録したり、メモを残したりして情報の共有化を図る。

また、アンケートや個人面談、相談ポスト等を通して得た情報を集約し、配慮を要する児童に対しては、担任や担当者が生徒指導担当者に報告し、いじめ防止対策委員会の中で協議して、情報の共有化を図り、連携指導ができるようにする。

VI 保護者、地域への情報発信と連携体制 【視点4】

いじめの防止は、学校と家庭、地域が連携しないと十分にできない。学校での取組を家庭や地域に周知して、家庭での躾や地域での見守りを行いながら、いじめを許さない環境づくりを行っていく必要がある。そのために、次の取組を行う。

- 学校便りやホームページ、合同総会（PTA総会）を通して、本校のいじめ防止の取組や発生の対策について説明し、公表する。
- 交通安全協会や防犯協会、PTAの朝の登校の見守りや挨拶運動を継続して、子どもたちと地域の方と関わりを強くする。

VII 校内研修の充実 【視点5】

教職員のいじめ問題に対する指導・対処の向上を図るために、次の研修を行い、いじめの未然防止に努める。

- 国の改定や県・市の「いじめ防止基本方針（改定）」を全職員に配付して、いじめに対する認識やいじめ対応の基本的な考え方や未然防止、早期発見、早期対応についての研修を実施する。
- 全職員の人権感覚を磨く研修を実施して、児童一人一人を大切にしようとする。

VIII 重大事態への対応

1 重大事態の意味

【いじめ防止対策推進法】

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- (例)・ 児童生徒が自殺を図った場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合

- 「相当の期間」について
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、**年間30日を目安**とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、**学校の設置者又は学校の判断**により、迅速に調査に着手することが必要である。
- **児童生徒や保護者から**いじめにより**重大な被害が生じたという申立て**があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない。
児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態への対応

「重大事態」が発生した場合、直ちに柳川市教育委員会へ事態発生について報告する。
教育委員会が判断した調査主体に応じて対応に当たる。

(1) 調査主体が教育委員会である場合

学校は、教育委員会の指示通りに資料の提出や調査に協力する。

(2) 調査主体が学校である場合

- ① 校長がいじめ防止委員会を招集して調査方針、役割分担を決定する。
- ② 事実関係を明確にするための調査を行う。ただし、調査を開始する前には、いじめを受けた児童及び保護者に対して次の事項について丁寧に説明を行う。
 - ・ 調査の目的、目標
 - ・ 調査主体（組織構成・人選）
 - ・ 調査時期・期間
 - ・ 調査事項、調査方法
 - ・ 調査結果
- ③ 教育委員会の指導のもと、いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果について、教育委員会を通じ市長へ報告する。